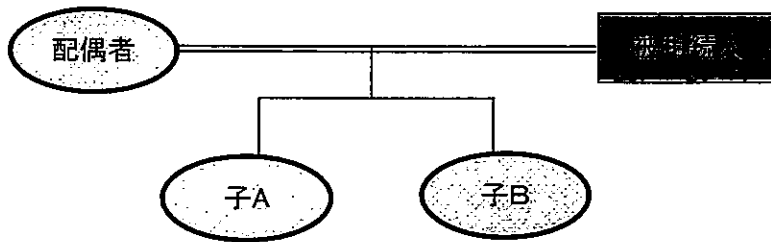


ご用意いただく戸籍謄本の事例

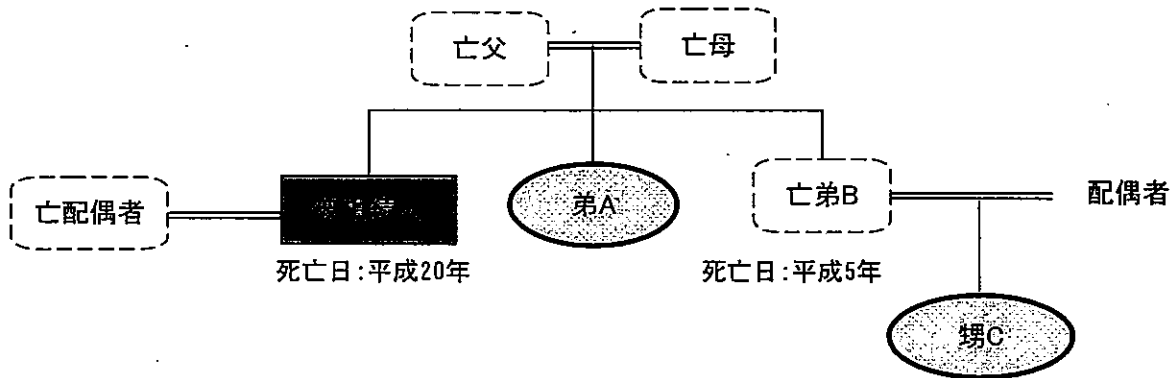
- ・ 以下のように亡くなられた方の戸籍謄本以外にもご相続人様などの戸籍謄本をご用意いただく必要があります。
- ・ ご用意いただく戸籍謄本についてご不明な点がございましたら、弊行お問合せ先までご照会ください。

例1 ご相続人様が「配偶者様」と「お子様」の場合



ご用意いただく戸籍謄本	
被相続人	出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本
相続人 (子A・B)	結婚などで被相続人の戸籍から除籍されている場合は現在の戸籍謄本(または戸籍抄本)

例2 ご相続人様が「ご兄弟姉妹」と「甥子様」の場合



ご用意いただく戸籍謄本	
亡父・亡母	出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本
被相続人	結婚などで被相続人のご両親の戸籍から除籍されて以降、亡くなられるまでの連続した戸籍謄本
亡兄弟姉妹 (例: 亡弟B)	
相続人 (弟A・甥C)	結婚などで被相続人のご両親の戸籍から除籍されている場合現在の戸籍謄本(または戸籍抄本)